

西都市

令和6年
4月1日～

宮崎県内の病児・病後児保育施設を利用した方へ

補助額

利用料補助

児童1人につき

1日あたり 2,000円（上限）

☆食事代・おやつ代、医療費等は含みません。



○対象児童 西都市内に居住する0歳（生後3か月以上）からおおむね10歳未満の児童

○対象施設 宮崎県内の病児・病後児保育施設（自主事業施設は除く。）

○申請方法

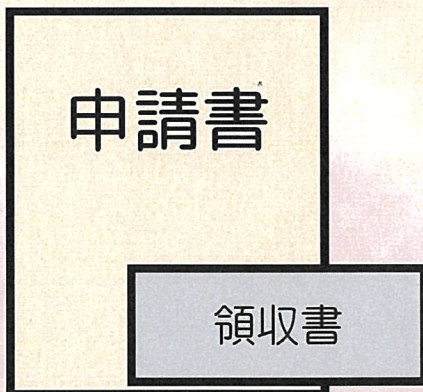
西都市内の施設 利用料から助成額が差し引かれます。

西都市外の施設 一旦施設に利用料を支払い、その後申請書と領収書を保育係に提出してください。（年度内申請）

《西都市外の施設利用の場合の申請の流れ》



①市外の病児・病後児
保育施設を利用



②申請書と領収書を
市に提出



③支払額に応じて
補助金をお振込